

台風 19 号等災害に伴う事業者向け支援施策について

本市を直撃した台風 19 号による夏井川水系等の河川氾濫により、河川周辺の事業者は床上浸水や建物の損壊など甚大な被害を受け、現在生活や経営において厳しい状況に直面しております。こうした事業者の一日も早い復旧・再開に向け、事業再建に取組めるよう様々な支援施策が示されました。については、当所では各施策利用についてご相談を受けて参りますので、適時ご用命ください。

①中小企業等グループ補助金（経済産業省）

- 被災した中小企業で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設・設備復旧等費用を補助。
 - ▶福島県は 3/4 補助（国 1/2、県 1/4）上限 15 億円
 - * 東日本大震災からの復興途上の場合：一定の要件の下、5 億円まで定額補助（国 2/3、県 1/3）
- 事業者負担分については、中小機構による無利子融資を実施。

②小規模事業者持続化補助金（経済産業省）

- 被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装から広告宣伝まで事業再建に取組む費用を幅広く補助。
 - ▶福島県は 2/3 補助、上限 200 万円（通常実施の場合は上限 50 万円）
 - * 東日本大震災からの復興途上の場合：一定の要件の下、定額補助

③いわき市豪雨災害特別資金（いわき市）

- 福島県豪雨災害特別資金を活用する市内の被災事業者に対し、信用保証料補助、利子補給を行う。
 - ・信用保証料補助・・・保証料率（0.5%）50 万円まで定額補助
 - ・利子補給補助・・・融資利率（年 1.5%以内） 3 年間で 100 万円まで定額補助
- * 直接被害で且つ要罹災証明書等

④いわき市被災事業者事業継続奨励金（いわき市）

- 台風 19 号により被災した事業者の事業継続を支援するため、中小企業等グループ補助金または小規模事業者持続化補助金の採択事業者を対象として事業継続奨励金を交付。 交付奨励金額・・・10 万円

⑤日本政策金融公庫による資金繰り支援

- 災害救助法が適用された 14 都県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を通常とは別枠で融資。直接被害者については最大 1 億円まで金利を▲0.9%引下げ。
 - ▶引き下げ後の金利：中小事業（1.11%→0.21%）、国民事業（1.36%→0.46%）

⑥信用保証協会による資金繰り支援

- 災害救助法が適用された 14 都県で、一般保証（2.8 億円、80%保証）とは別枠となるセーフティネット保証 4 号（2.8 億円、100%保証*災害救助法適用地域）及び災害関係保証（2.8 億円、100%保証*直接被害）を実施。

⑦政府関係金融機関の運営に必要な経費—台風 19 号災害マル経

- 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を▲0.9%引き下げる。

⑧罹災証明書発給について（いわき市のHP）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1571025851582/index.html>

*お問い合わせは、いわき商工会議所経営支援課（25-9152）または各支所・小名浜支所（53-5175）常磐支所（43-2757）勿来支所（63-6521）まで